

図書館施設委員会規程

(設置・目的)

第1条 公益社団法人日本図書館協会定款（以下「定款」という。）第51条第1項に基づき、図書館施設委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、公益社団法人日本図書館協会委員会通則規程（以下「委員会通則」という。）第3条により定める。

(定義)

第2条 この規程において、日本図書館協会図書館建築賞（以下「建築賞」という。）とは、日本図書館協会が、優れた図書館建築を広く世に知らせることによって、図書館建築の質の向上を図ることを目的として当該図書館及び設計者を顕彰する賞をいう。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項を任務とする。

- (1) 図書館建築及び図書館の施設管理に関する調査、研究及び啓発に関する事項
- (2) 建築賞に関する事項
- (3) 図書館整備計画策定等に関する事項
- (4) その他、理事会が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、11名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員長及び委員の任命及び解職は、理事会の議決を経て理事長が行う。
- 3 理事長は委員の互選によって選出された者を委員長候補者として理事会に提案することができる。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名した委員がその任にあたる。

(委員の任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、定款第34条第1項に定める理事の任期と同一とする。

- 2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議事)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決す

るところによる。

- 4 委員が委員会を欠席する場合は、予め示された議事に対し、他の委員を代理人として委任することができることとし、この場合、その委員は出席した者とみなす。

(建築賞審査選考委員会)

第7条 委員会は、委員会通則第8条に基づき、第3条第1項第2号に関し顕彰対象の図書館を審査選考するため小委員会を置くことができる。小委員会は建築賞審査選考委員会（以下「審査選考委員会」という。）という。

- 2 審査選考委員会の任務は、建築賞公募要項及び同選考基準に基づいて、応募図書館について審査を行い、顕彰候補図書館を選考することを任務とする。
- 3 審査選考委員会の委員（以下「審査選考委員」という。）は、委員会の推薦に基づき理事長が理事会の議を経て任命する。委員会は委員及び委員以外の専門家を審査選考委員会委員候補者として理事長に推薦することができる。理事長は、委員会から推薦された者を候補者として理事会へ提案することができる。
- 4 審査選考委員の任期は、第5条に準ずる。審査選考委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査選考委員会に座長を置くこととし、審査委員長という。審査委員長は委員長が指名する。審査委員長は審査選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長は、審査選考委員の互選によって選考された審査委員長候補者を審査委員長として指名することができる。
- 7 審査委員長は、当該年度の審査選考終了後には、審査選考委員会の活動を文書で委員長に報告しなければならない。

(理事会に対する報告)

第8条 委員長は、委員会の活動を理事会に対して、委員会通則第10条に基づき、毎事業年度終了後3か月以内に開催される定時代議員総会の1か月前までに、文書で報告しなければならない。また、委員長は、同条第2項に基づき、理事長または理事会の求めに応じて、委員会の活動を理事長または理事会に報告しなければならない。

(委員会の経費)

第9条 委員会の経費は、本法人の予算の範囲内でまかなう。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は平成28年9月30日から施行する。

2 最初の委員の任期は、選任のときから当該選任日における本法人役員の任期の終了の日までとする。

附則

この規程は、平成30年12月21日から施行する。